

Tobu通信

鳥取県教育委員会事務局
 東部教育局
 〒680-0061鳥取市立川町六丁目176番地
 東教発 R 3. 6. 1 No.168
<https://www.pref.tottori.lg.jp/t-kyoiku/>

自治的に問題を解決できる集団をめざして

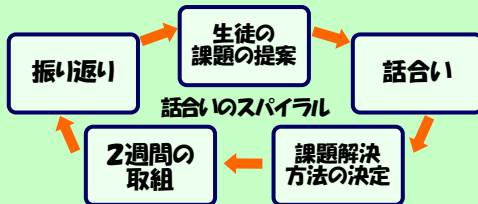


河原中学校区では、令和2年度より鳥取市の「笑顔あふれる自治力育成研究事業」を受け、研究を進めています。校区内3小学校では、全教科で話し合い活動に重点を置き、自ら考えて行動できる子を育てようと取組を進め、中学校では、生徒が主体となって進める話し合い活動を通して自治力を育成しようと努めています。今回は、河原中学校の自治的・創造的な生徒会活動を中心に紹介します。

河原中校区がめざす集団の姿

- ①自治的に問題を解決できる集団
- ②ルールと正義を大切にできる集団
- ③生活を向上・発展させる集団
- ④人を大切にできる集団
- ⑤地域を愛し地域に貢献できる集団

このめざす集団の姿を踏まえて、「課題解決のためにクラスで決めた解決方法をやり抜く力」を生徒に付けたい力として設定し、「話し合いのスパイラル」を意識した取組を進めている。



【めざす集団の姿①の例】生徒会活動の取組

話し合いのスパイラルを大切に自治的な活動に取り組んでいる。成果や絆が実感でき、思いを伝える力、意見を聴く力も付いてきた。

	聞く	発表	態度・姿勢
レベル1	静かに	挙手して	机上に準備 2分前着席
レベル2	うなずきながら	大きな声で	立席の姿勢
レベル3	発表者をみて	簡潔に 具体的に	板書以外のことも ノートにまとめる

※各クラスで話し合いを行い、人数に比例する
 レベル1…100% レベル2…80% レベル3…50%

(1) 生徒会作成の授業スタイルレベル表。生徒は常に意識して学習に励んでいる。

(2) コロナ禍でも知恵を絞って体育委員会が「しっぽ取り大会」を企画・運営。



【めざす集団の姿⑤の例】河原町の未来を語る会

校区の小学6年生と中学2年生が取組発表や話し合いを行った。中学生による準備、運営、進行で自治力を発揮し、ふるさとを愛する気持ちの再確認や小学生とのつながりをもつ機会となった。



中学生は「防災・減災」について発表。作成した防災マップ等を紹介。河原町のよさについて小中合同での話し合い。

先生方は指導に臨む教師の姿として「3M+1M(任せる、待つ、見守る+認める)」の実践を心がけています。生徒は安心して活動に取り組めますね。



河原中は、「恕(じょ)の心」「挑心(ちょうしん)」を学校生活を送る上での心構えとしています。「恕の心」は思いやりの心、「挑心」は挑み続ける心であり、どちらも自治的な活動をしていく上での行動のエネルギーとなるものです。生徒はこの二つの心を土台として、「3M+1M」を実践する先生方に支えられながら、今年度も主体的で充実した学校生活を創り出していきます。

東部小学校教育研究会の発足 おめでとうございます

局長 長谷川 隆

東部小学校教育研究会の発足を心よりお祝いたします。それぞれ長い歴史ある各郡市の小学校教育研究会が、一つの組織として発足されるにあたっては、多くのご苦労があったことと思いますが、現在の課題を解消し、新しい時代にふさわしい組織へと変わっていかねばならないという会員皆様の思いがあったからこそだと思います。

時代は令和となり、新型コロナウイルス対応と併せて、急速な教育改革が進む一方で、教職員の世代交代も一気に進んでいます。こんな時代だからこそ、改めて教職員自らが学び、成長しようとする意識を高めていくとともに、育成の場も必要です。これまでこの教育研究会の取組を通して、素晴らしい教育実践から指導技術を学んだり、自ら授業を公開して指導を仰いだりして、多くの先生方が成長する機会になったことと思います。この東部小学校教育研究会が、切磋琢磨する場として、またネットワークを広げていく場として、より一層東部地区の教育力向上に寄与されることと期待しています。

同時に、持続可能な組織や仕組みづくりという面でも、いろいろと知恵を絞っておられます。働き方改革を進めていく上でも、ICTを活用してオンラインで会議や授業公開を行ったり、若手育成のためのメンター制度の仕組みを活用したりするなどして、その時代にあった効果的、先進的な取組を積極的に進めていくことが、学校づくりにも大いに役立つものになると思います。東部教育局としてもしっかりと支援していきます。

ICT活用
コーナー



一人一台端末を活用した授業～エキスパート教員の実践～

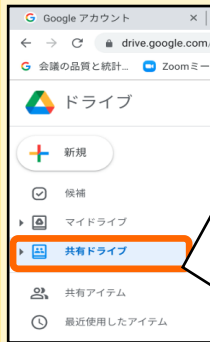
本年度より各学校に一人一台のICT端末が導入され、どのように活用すればよいか試行錯誤されていることと思います。今回は、「ICTを活用した教育活動」のエキスパート教員の実践を紹介します。

黒岩先生(岩美町立岩美中学校)の実践<理科>

黒岩先生の理科の授業では、タブレットPCを顕微鏡操作のパフォーマンステストに利用されていました。生徒は使い方のポイントを教わり練習をした後、お互いの操作をCT端末で録画しました。その後、それぞれの端末で録画したデータをGoogle Drive内の共有ドライブに保存しました。



お互いの操作を撮り合います。



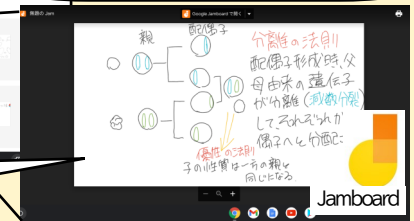
生徒のアドレスが分かれば、簡単にGoogle Drive内に共有ドライブが作成できます。また、共有ドライブ内に新しいフォルダをつくることもできるので、成果物等も整理できます。



タブレットPCで作成したものや写真などが、一人一人の学習の成果として保存できます。



Aさんのデータを開くと、このように保存されています。



Google Driveを活用することで、簡単に情報を共有することができます。情報が共有されているので、学習を振り返ることや他の生徒の考えを参考にすることもできます。また、教員は子どもたちの記録をいつでも確認でき、評価にも活用することができるメリットがあります。共有ドライブ内にはパソコンと同じようにフォルダを作ることができるので、「国語科」「理科」など教科や活動ごとに整理することもできます。



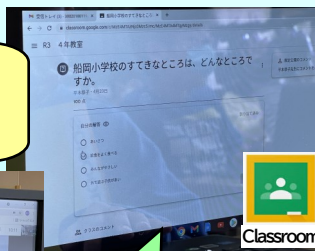
川口先生(八頭町立船岡小学校)の実践<総合的な学習の時間>

4年生がタブレット開封式を行い、使い方の学習をしました。本時の学習は、Google Meetで他校とつなぎ、川口先生が2校同時に指示や声かけをしながら進めました。その後、Google Classroomを活用して、それぞれの小学校のすてきなところについてアンケートをとりました。最後に、アンケート結果をもとに、お互いの学校を紹介し合いました。

Google Classroomのスタートガイドや基本的な使い方についての動画を紹介しします。ぜひご活用ください。



離れている友達の表情や反応がわかります。



紙の配布・回収がないため、時間短縮になります。



船岡小学校のすてきなところは、どんなところですか。

20 0
提出済み 割り当て済み

あいさつ

給食をよく食べる

みんながやさしい

外で遊ぶ子供が多い

アンケートしたものを、すぐに集計できます。

川口先生が2校の児童に指示を出します。

Google Meetを活用することで、教室から移動しなくても他クラスや他校と合同学習ができ、離れていても友達とコミュニケーションをとることができます。活用の仕方を広げれば、自宅からでも学習に参加することが可能です。また、Google Classroomを活用することで、効率的に学習ができ、タイムマネジメントがしやすくなります。発表が苦手な児童生徒も自分の意見を出すことができる機会が増え、学習意欲の向上が期待できます。さらに、結果が可視化されることで、それをもとにしてより思考を深めることができます。



エキスパート教員の先生方は、学びの質、交流の質を変えることを意識してICT端末を活用しています。ICT端末を授業に取り入れるポイントは、次の3つです。①今までの授業のどこをICTに置き換えるのかを考えること、②こんな授業をしたいと構想すること、③上手いかわからないことも含めて積極的に使ってみる。各学校で児童生徒の実態に応じたICT端末の積極的な活用を進めていきましょう。東部教育局も、学校支援に努めます。

遊びを通した育ちと学びを未来へつなぐ

学びに向かうスタートカリキュラム

小学校では、入学した児童が、幼児期の教育における遊びを通した育ちと学びを基礎として、主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようするためのスタートカリキュラムの充実が求められています。昨年度の長期社会体験研修生が作成した鳥取市立岩倉小学校のスタートカリキュラムを紹介します。各校で、自校のものを見直してみましょう。

スタートカリキュラムの作成の手順

①幼児期の発達や学びを理解する

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりにする。

②期待する児童の姿を共有する

スタートカリキュラムで期待する児童の姿を明らかにする。

岩倉小学校では、育てたい子ども像(4月)として、
 ・安心して自己発揮できる子ども
 ・友だちや周りの人たちとの関わりを楽しみながら生活する子ども
 としています。

小学校学習指導要領 総則 「第2 教育課程の編成 4 学校段階等間の接続」には、次のように記載されています。
 「特に、小学校入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うこと。」
※スタートカリキュラムの編成が求められています。



園のリーダーとして活躍していた子どもたちが、入学してからその力を発揮するためには、まずは安心できることが大切です。

③スタートカリキュラムをデザインする

週案 単元計画に基づいた学習活動を週の計画として時間配分をする。

単元配列表

期待する児童の姿に適合した単元を構成して配列する。

各教科等	第1週	第2週	第3週	第4週
国語 (教科書)	いいてんあ (1)→2)	おはなしのいのち (1)	あつまつて はなそら (2)	えんぴつと なかよ (1)
算数 (教科書)	算数への導入(3) わりばつたあと	5までのかず	10までのかず	かずと すうじ (7) ななべよう
生活 (実生活)	がっこうのことが しりたいな (4)	みんなと なかよ なたたね (2) ほかのものと がっこうをいっしょに (3) みんなで つうしんを みる (2)	がっこうのたいさく(20) 1年1学期	がっこうで みつけたこと
音楽 (教科書)			どんな うたが あるかな(7)	
図工 (教科書)	すきな かたちや いろなかに、オリエンテーション(2)	かきたい もの なかに すきな もの いっぱい ねんご(2) にここ(2)		あやや つちと なかよ ねんご(2) ねんごの かたち
体育 (教科書)				ゆづりあそび
道徳 (教科書)				あからい たいせつ

ポイント1 生活科を中心とした合科的・関連的な指導の充実を図ることで、児童の意識の流れに配慮したつながりのある学習活動を進めることができます。

ポイント2 児童が安心して自己発揮できる環境(見通しがもてる・視覚支援があり分かりやすい・選択することができる)、主体的に学びに向かうことができる環境(協働的に学ぶ・学習に集中できる・学習のきっかけが生まれる)の視点で、環境を整えています。



学校のルールを一方的に伝えるのではなく、園でのやり方や経験を尋ねながら、一緒にルールを作っていきます。

算数「かずとすうじくらべてみよう」では、園で数を比べた経験を想起させていました。そうすることで、「学校はこれまでの経験が生かせる場だ」という安心感が生まれます。

授業の中に、友達との関わりが生まれるような活動を多く取り入れることで、新たな人間関係をつくります。

	13 (月)	14 (火)	15 (水)	16 (木)
今週のねらい	先生や友達と仲良くなる。			
行事	給食開始 町区別児童会		交通安全指導	
期	登校後、荷物の片づけをする。 終わった児童から好きな遊びをする。	登校後、荷物の片づけをする。 終わった児童から好きな遊びをする。	登校後、荷物の片づけをする。 終わった児童から好きな遊びをする。	登校後、荷物の片づけをする。 終わった児童から好きな遊びをする。
1	音楽 リズム遊び ・なまづくり遊び	音楽 リズム遊び ・なまづくり遊び	音楽 リズム遊び ・なまづくり遊び	音楽 リズム遊び ・なまづくり遊び
2	生活 「がっこうのことがしりたいな」 ・廊下の歩き方 ・道具のきまり	生活 「かきたいものなかに自分の顔と好きなもの」 ・並び方 ・気づけ、休め ・運動遊び	健康安全生活 交通安全指導 ・警察の方のお話 ・通学路を歩く (生:「みんなであつたがくもあるぞう」)	算数 算数への導入 (わくわくすたあと)
3	図工 「かきたいものなかに自分の顔と好きなもの」 ・名前を書く	算数 算数セットの使い方 ・すくろく	健康安全生活 交通安全指導 ・警察の方のお話 ・通学路を歩く (生:「みんなであつたがくもあるぞう」)	生活 「からだはく」 ・整理、体操隊形の並び方 ・準備運動の仕方 ・手つなぎ鬼
4	生活 「がっこうのことがしりたいな」 給食について 着替え、たたみ方 後片づけの仕方	生活 「かきたいものなかに自分の顔と好きなもの」 ・名前を書く ・色を塗ろう	生活 「みんなであつたがくもあるぞう」 ・ともだちとがっこうたんけんしよう	生活 「みんなであつたがくもあるぞう」 ・ともだちとがっこうたんけんしよう
5	町区別児童会	町区別児童会	町区別児童会	町区別児童会
下校時刻	15:00	15:00	14:30	15:00
特記事項	下校引率	下校引率	1年生だけで下校	1年生だけで下校

幼児期に親しんだ遊び、折り紙やぬり絵が準備しており、朝の片付けが終わると、自由に遊べます。



ポイント3 児童の発達の特性を踏まえ、短い時間で時間割を構成したり、ゆったりとした活動時間を位置付けたりするなど弾力的な時間割の設定の工夫が見られます。

安心を作る時間 合科的・関連的な指導による生活科を中心とした時間 教科等を中心とした学習活動 といった〇〇タイムを作ることで、児童が親しみやすく、見通しをもつことができます。

学校の生活に関する学習活動

何より大切なのは、安心を生み、成長・自立を支える人的な環境です。教職員が、笑顔で児童の様子を温かく見守り、一緒に活動を楽しみましょう。

(参考「発達や学びをつなぐスタートカリキュラム」)

幼保小の連携・接続とは、特別な配慮を必要とする幼児の引継ぎのみではありません。園からは幼児期の教育で育まれた資質・能力を小学校に伝えること、小学校ではそれを踏まえて教育課程を編成し、教育活動を行うことが大切です。そのために、園への訪問や教職員との意見交換、合同研修会の開催、幼稚園幼児指導要録等を活用するなど、幼児の発達や学びの様子、お互いの教育について理解することから始めましょう。

学事コーナー

～ 信頼される教職員となるために ～



令和2年度、鳥取県内の小中学校における教職員の懲戒処分は5件あり、県民の期待と信頼を損なうこととなりました。教職員一人一人が不祥事を自分の問題として捉え、高いコンプライアンス意識をもって行動するように、改めてコンプライアンス・ハンドブック「信頼される教職員を目指して」を読み返すなど、服務規律の確保や法令遵守の一層の徹底を図りましょう。昨年度の懲戒処分のうち、わいせつ行為等の事案が2件ありました。わいせつ行為やセクハラは個人の尊厳を不当に傷つけるものであり、決して許されることではありません。わいせつやセクハラにつながる言動等の危険性がないか、下記の表で再確認しましょう。

	項目	チェック(✓)欄
児童生徒の心情への理解と教職員の自覚	児童生徒は「イヤだ」と感じて「先生に嫌われるかもしれない」等と考え、意思表示できない場合が多いことを知っているか。	
	仮に児童生徒が精神的未熟や情緒不安定、「憧れ」の感情等により、好意を示したり身体的接触を求めたりしてきたとしても、それが教職員によるわいせつ行為等が許容される理由には絶対にならないことを理解しているか。	
	仮にその時点で合意があったとしても、わいせつ行為等は最終的には児童生徒とその家族の心身を深く傷つけ、将来にわたって長期間苦しみを抱える結果となることを理解しているか。	
児童生徒との一定の距離	指導の際は複数で行う等、児童生徒と密閉空間等で二人きりにならないよう注意しているか。	
	児童生徒を私的に車で送迎していないか（車の中も密閉空間であることを認識しているか）。	
	児童生徒から学校外で相談を受けたり、自宅に招いたりしていないか。	
	児童生徒と私的にメール、携帯電話、SNS等でやりとりをしていないか。	
身体的接触	児童生徒と必要のない、あるいは不快感を与える可能性のある身体的接触（部活の指導においてマッサージをする・させる、腹筋の使い方をチェックする等として腹部等を触る、スキンシップとして児童を膝の上に乗せてなでる等）をしていないか。	
発言	児童生徒に卑猥な冗談を言う、スリーサイズなどについて聞く、身体的特徴をからかう等していないか。	
写真撮影	運動会や部活動等で、業務ではないのに児童・生徒の写真撮影をする等していないか。	
職場全体での防止	児童生徒との親密な関係やセクハラ等が疑われる教職員がいる場合、躊躇なく管理職等に報告・相談することができるか。	

懲戒処分等の指針(抜粋)

鳥取県教育委員会
令和2年4月1日改正



- 1 一般服務関係
 - (12) セクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の教職員を不快にさせる職場外における性的な言動をいう。）
 - ア 暴行・脅迫又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることによりわいせつな行為（強制性交等、強制わいせつ、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、痴漢、のぞき、陰部等の露出、不適切な裸体・下着姿等の撮影（盗撮等を含む。）、わいせつ目的をもって体に触ること等をいう。以下同じ。）をした教職員は、免職又は停職とする。
 - イ 相手の意に反することを認識した上で、わいせつな言辞等の性的な言動を繰り返した教職員は、停職又は減給とする。なお、当該言動により相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したときは、当該教職員は免職又は停職とする。
 - ウ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った教職員は、減給又は戒告とする。なお、当該言動により相手が強度の心的ストレスによる精神疾患に罹患したときは、当該教職員は停職又は減給とする。
- 3 職務遂行関係
 - (7) 児童生徒へのわいせつな行為及びセクシュアル・ハラスメント
 - ア 職務の遂行に関し、児童・生徒に対しわいせつな行為（同意の有無を問わない。）を行った教職員は、免職とする。
 - イ 職務の遂行に関し、児童・生徒に対しセクシュアル・ハラスメントを行った教職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。
- 4 公務外非行関係
 - (4) わいせつな行為等
 - ア わいせつな行為をした教職員は、免職、停職又は減給とする。
 - イ ストーカー行為（同一の者に対し、つきまとい等を反復してすること）をした教職員は、停職又は減給とする。
 - ウ 相手の意に反することを認識の上で、教職員以外の者にわいせつな言辞等性的な言動を行った教職員は、減給又は戒告とする。